

千葉市立青葉病院防火防災委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院防火・防災管理規程第6条〔以下「管理規程」という。〕の規定により、青葉病院における火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的として、青葉病院防火・防災管理委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 委員会の組織は、院長、副院長、診療局長、看護部長、事務長、医事室長、事務長補佐、事務局総務班及び管理班主査、院内総合維持管理委託業者により構成する。

2 委員長及び副委員長は、事務長及び統括管理者・初期消火班長（院内総合維持管理委託業者）とする。

〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の事務局は、事務局管理班において総理する。

〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理規程を準用するほか、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。